

海軍艦隊規則

通則

（海軍法令）

第一條

総て艦隊ニ奉職スル者ハ海軍ノ法令ヲ遵守スヘシ

（上官命令）

第二條

上官タルモノハ必ス其命令ノ下官ニ行ハルヽヲ要スヘシ

（下官服従）

第三條

下官タル者ハ上官ヨリ命令アル時速力ニ之ヲ聴従スヘシ

（上下接遇）

第四條

同艦ニ勤仕スルト否トニ拘ハラス上官ノ者ニ接スルニ必ス恭敬ヲ失スル事ナク下位ノ者ヲ遇スルニ専ラ丁寧ヲ旨トスヘシ

（上官敬禮）

第五條

上官ニ行キ遇フ時ハ海陸ニ拘ハラス之ニ敬禮スヘシ

（陸軍將校敬禮）

第六條

士官以下兵卒ニ至ルマテ陸軍將校ニ對スルモ亦相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

（端船敬禮）

第七條

諸士官以下艦長等ノ上官ニ端船ニ行キ遇フ時ハ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

（海軍軍服）

第八條

艦隊ニ奉職スル者ハ常ニ海軍制定ノ軍服ヲ着用スヘシ

（夏服）

第九條

夏服ハ五月一日ヨリ十月十五日マテノ間着用スヘシ

但其季候ニヨリ先任士官ノ見込ヲ以テ紺服ヲ用フル事モアルヘシ

（手傘）

第十條

將校以下兵卒ニ至ルマデ手傘ヲ用フヘカラス

（上官ニ對スル心得）

第十一條

若シ上官ヨリ不修理ノ取扱ヲ受クル事アルモ其故ヲ以テ之ニ盡スヘキ敬禮ヲ失フヘカラス但シ斯ノ如キ事故アラハ之ヲ長官ニ申告スルヲ得ヘシ

（犯罪人取扱）

第十二條

艦隊所屬ノ犯罪人ヲ処分スル時之ヲ掌トル者ハ決シテ不當ノ取扱ヲ為スヘカラス

（祭日犯罪人取扱）

第十三條

大祭日其他ノ國忌日又ハ日曜日ニ於テ犯罪人ヲ処刑スルヘカラス

（艦隊指揮官通過敬禮式）

第十四條

内外國艦隊指揮官或ハ大佐艦隊指揮官將旗或ハ代將旒ヲ掲ゲ我艦船ノ側ヲ通過スル時ハ其艦船ニテ番兵隊ヲ甲板上ニ整列セシメ相當ノ敬禮式ヲ行フヘシ

(同盟國軍艦接遇)

第十五条

同盟各國ノ軍艦ニ出會シタル時ハ彼我對當ノ禮式ヲ以テ之ニ接遇スヘシ

(外國將校敬禮)

第十六条

外國ノ海陸軍將校ニ行逢フ時モ亦我海陸軍將校ニ於ケルカ如ク之レニ敬禮ヲ為スヘシ

(舷門出入禮式)

第十七条

号笛ハ艦船長及佐官以上並少佐相當ノ文官以上舷門昇降ノ節之ヲ用ヒ而メ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

(舷門出入号笛)

第十八条

大佐艦隊指揮官以上ニハ水兵長号笛ヲ吹キ其以下ニハ水兵次長以下之ヲ吹クヘシ

(外國武官來艦ノ時禮式)

第十九条

外國軍艦ノ將校來艦スル時ハ艦長ハ勿論少尉相當ノ者ニ至ル迄号笛ヲ用ヒ而メ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

(外國文官來艦ノ時禮式)

第二十条

外國文官ノ我方奉任以上ニ相當スル者來艦スル時ハ之ニ号笛ヲ用ヒ而メ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

(官職稱呼)

第二十一条

職務上ニテ己ヨリ下官ノモノヲ指稱スル時ハ其姓名若クハ職名ヲ單稱スヘシ

(陸軍將校敬禮)

第二十二条

陸軍將校軍服ヲ着シ來艦スル時ハ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

(後甲板)

第二十三条

後甲板ハ最重ノ位置ナルヲ以テ之ニ來ルモノハ殊更ニ謹肅ヲ旨トスヘシ

(舷門出入)

第二十四条

舷門出入ノ節或ハ下甲板ヨリ上甲板ノ後部へ上ル節ハ其帽ニ手ヲ觸レ禮式ヲナスヘシ

(猥雜言語)

第二十五条

後甲板ハ勿論他所ニ於ルモ決シテ猥雜ノ言語ヲ用ユヘカラス

(後甲板徘徊及艦長室及公私士官室前通行禁制)

第二十六条

作業ノ外猥リニ後甲板ヲ徘徊シ又ハ定外ノ者猥リニ艦長室及ヒ士官公室ニ入り或ハ士官私室ノ前ヲ通行スヘカラス

(右舷門出入)

第二十七条

准士官以上ニ非レハ右舷門ヨリ出入スヘカラス

(端船直)

第二十八条

端船直ハ將校ノ本艦ニ来リ或ハ之ヲ離ル、時直立シテ敬禮スヘシ海岸ニ在ツテ將校ノ去来モ亦然リ

(端船手)

第二十九条

端船手ハ他ノ艦船又ハ海岸ヘ端船ヲ繫ツキタル時許可ナクシテ上船シ又ハ上陸スヘカラス

(甲板物品及索具類)

第三十条

甲板上ハ常ニ清潔ニシ衣類其他雜品ヲ乱置スル事ナク而メ索具類ハ之ヲ整縮スヘシ

(用水)

第三十一条

用水ハ定量ノ外許可ナクシテ叨リニ費ヤスヘカラス

(應禁場出入)

第三十二条

諸庫又ハ厨房ニハ定外ノ者猥リニ入ルヘカラス

(點燈焚火)

第三十三条

許可ナクシテ定時及定処ノ外點燈シ或ハ焚火スヘカラス  
(蓋ヒナキ燈火)

第三十四条

蓋ヒナキ燈火及紙張りノ提燈等ハ艦船内ニ用ユヘカラス

(飲食)

第三十五条

定時ノ外許可ナクシテ飲食スヘカラス

(総員配置)

第三十六条

総員呼ヒ出サル、時士官ハ特ニ速力ニ其部署ニ就クヘシ

(駈足)

第三十七条

凡テ号令下ル時別段命令ナキトキハ艦内一同駈足タルベシ

(部署去就)

第三十八条

総員呼ヒ出サル、時先任士官ノ許可ヲ得サレハ退散ノ命ニ先タチテ其部署ヲ去ルヘカラス

(釣床括方)

第三十九条

釣床ヲ収ムルニ平時ハ其紐ヲ七回シ夜中非常或ハ夜中操練ノ時ハ之ヲ三回シテ括ルヘシ

(被服)

第四十条

下士以下ハ別段ノ命令アルニアラサレハ最良ノ服ヲ着スヘカラス

(身体清潔)

第四十一条

身体ハ清潔ニシ夏日ハ成ル丈屢々之ヲ洗ヒ不潔ナラサルヤウ注意スヘシ

(塵芥穢物)

第四十二条

定所ノ外ヨリ塵芥或ハ汚穢物ヲ捨ツヘカラス

(給與品落書)

第四十三条

給與品ニ許可ナクシテ番号及ヒ姓名等ヲ記スヘカラス

(兵器猥雜)

第四十四条

兵器又ハ船具等ハ猥リニ手ヲ觸レ其上ニ腰ヲ掛ケ或ハ座スヘカラス

(操練整肅)

第四十五条

操練ノ際ハ整肅黙止シテ猥リニ言語ヲ発スヘカラス

(物品出入)

第四十六条

許可ナクシテ舷門ヨリ物品ヲ出入スヘカラス

(他出)

第四十七条

凡テ艦船乗組ノ者ハ許可ナク乗艦ヲ出入スヘカラス

(士官ノ上陸)

第四十八条

碇泊中士官ノ上陸ハ艦務ニ差支ナキ時ハ艦船長之ヲ許可スヘシ

(上陸)

第四十九条

下士以下ノ上陸ハ上陸規則ニ遵フヘシ

(單錨碇泊)

第五十条

單錨ニテ暫時碇泊スル時ハ士官以下兵卒ニ至ルマテ艦長ノ許可ヲ經スシテ本艦ヲ離ルヘカラス

(寢食)

第五十一条

士官以下兵卒ニ至ルマテ寢食共各所定ノ場所ニ就キ猥リニ他所ニ移轉スルヲ許サス

(條規聽讀)

第五十二条

新夕ニ入籍スル下士官以下ノ者ニハ左ノ條規ヲ聽讀カスヘシ

海軍讀法

懲罰例規則

退隱令

(衣囊釣床用法)

第五十三条

新夕ニ入籍ノ兵卒乗艦ノ時ハ衣囊釣床ノ用法其他職務ノ概則等ヲ詳細告諭スヘシ

(艦隊指揮官外出)

第五十四条

艦隊指揮官外出シテ夜中歸艦ノ筈ナラハ「ミズンピーキ」

二三燈ヲ連繫シ艦長ニハ二燈ヲ連繫シテ標目トナスヘシ

(風筒)

第五十五条

風筒(ウエンドセール)ハ天氣都合ニヨリ副長ノ命ヲ以テ之ヲ用ユヘシ

(死人ノ遺品)

第五十六条

死去ノ士官死去又ハ逃亡シタル兵卒ノ私物品ハ艦船長ヨリ明細書ヲ添ヘ艦隊指揮官ヘ差出スヘシ

(臨時乗艦官員)

第五十七条

臨時ニ乗艦スル諸官員ト雖トモ座進退等ハ艦内ノ規則ニ觸ルヘカラス

(呼聲)

第五十八条

要事アリテ他人ヲ呼フ時ハ猥リニ大聲ヲ放ツヘカラス

(番兵合圖)

第五十九条

航海碇泊トモ夜中番兵合圖ノ仕方ヲ同一ナラシムヘシ

碇泊中

宜シ

航海中

表宜シ

(右) (左) 舷宜シ

ライフブーイ宜シ

(員外士官私室)

第六十条

員外士官乗組或ハ諸官員臨時乗艦ノ時特命ニ非サレハ定員士官ヲ他室ニ移シテ之ニ居ラシムヘカラス

(每日事業)

第六十一条

艦内ノ事業ハ緩急ヲ斟酌シ主任ノ者ヨリ翌日ノ箇條ヲ筆記シテ其日ノ就寝時限前ニ必ス副長ニ差出シ副長之ヲ艦船長ニ差出シ而メ其命ヲ請フヘシ

(下甲板水洗)

第六十二条

下甲板ハ土曜日ノ外水洗ヒヲ為スヘカラス毎日拭ヒ布ニテ清潔ニナスヘシ

(船艙塗方)

第六十三条

下甲板及ヒ諸庫等都テ船艙下ハ石灰ヲ用ヒ白塗具ハ一切之ヲ用フヘカラス但シ鉄艦ハ此限ニアラス

(祭典祝日)

第六十四条

天長節午前八時満艦飾ヲナシ正午皇禮砲執行  
紀元節午前八時満艦飾ヲナシ正午皇禮砲執行

但旗艦ニ於テハ天皇禮式ノ奏樂ヲナス同九時整列大和  
畝傍山御陵遙拜式ヲ行ヒ旗艦ニ於テハ艦隊指揮官各艦船  
ニ於テハ艦船長拜辞ヲ誦ス

一月一日

春秋皇靈祭

孝明天皇例祭

午前八時二國旗ヲ艦船三檣頭ニ引揚クヘキ事

(番兵禮式)

第六十五条

番兵及ヒ甲板上ニ在ル兵卒其側ヲ士官ノ通行スル時ハ  
之ニ敬禮スヘシ

(懲罰)

第六十六条

艦内ニテ犯罪者ヲ懲戒スルハ必ス艦船長ノ命令ヲ請フヘシ

(歩場)

第六十七条

航海中ハ後甲板ノ風上ミ碇泊中ハ右舷ヲ艦船長ノ歩場ニ  
充テ風下又左舷ヲ士官少尉補及ヒ海軍生徒ノ歩場ニ充ツ  
ヘシ

(國旗昇降)

第六十八条

内國碇泊中國旗ハ三月二十五日ヨリ九月二十日マテ午前  
八時ニ之ヲ掲ケ九月二十一日ヨリ三月二十四日マテ午前  
九時ニ之ヲ掲ケヘシ

(外國ニ於テ國旗昇降)

第六十九条  
外國出張碇泊中ハ夏冬ノ候ニ拘ラス國旗ヲ午前八時ニ掲クヘシ

(將旗掲燈)

第七十条

旗艦ニ於テ檣楼下ノ掲燈ハ艦隊指揮官中將以上ナレハ中檣ニ掲ケ少將以下ノ時ハ後檣ニ之レヲ掲クヘシ

(擦り附木)

第七十一条

擦り附木ハ猥リニ艦内ニ携フヘカラス

(火酒類)

第七十二条

火酒類ハ猥リニ艦内ニ携フヘカラス

(喫烟)

第七十三条

喫烟ハ定所定時ノ外之ヲ禁ス

(當直時限)

第七十四条

當直時限ハ左ノ如ク分別スヘシ

午後直

正午ヨリ四時マテ

第一夕直

四時ヨリ六時マテ

第二夕直

六時ヨリ八時マテ

初夜直

八時ヨリ十二時マテ

中夜直

十二時ヨリ四時マテ

朝直

四時ヨリ八時マテ

午前直

八時ヨリ正午マテ

(當直心得)

第七十五条

少尉補及ヒ信号手船橋上ニ在ツテ當直ヲナス時艦船長以上船橋下ヲ通過スルヲ見ハ之レヲ避クヘシ